障害者の就労支援に関する基礎的研修の受講が必須となる方へのお知らせ

配置基準により、以下の職種に従事される方は、令和9年度末(令和10年3月31日)までに「障害者の 就労支援に関する基礎的研修」を受講することが必須となっています。期日直前は申込みが集中する可能性 がありますので、計画的な受講をお願いいたします。

■ 受講が必須となる職種

- 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者
- 障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者
- 就労移行支援事業所の就労支援員
- 就労定着支援事業所の就労定着支援員

※ただし、令和7年度までに以下の研修を修了している方は、受講が免除されます。

- 職場適応援助者養成研修(大臣指定機関による養成研修を含む)
- 職場適応援助者支援スキル向上研修
- 障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修
- 障害者就業・生活支援センター担当者研修

■研修スケジュール

令和7年度のスケジュールはこちら

(https://www.jeed.go.jp/disability/supporter/seminar/kisoteki.html#nittei)

※令和8年度の基礎的研修の実施計画は、令和8年1月下旬頃に当機構ホームページで公開予定です。

■配置基準の参照先

- 障害者就業・生活支援センターの配置基準等につきまして、就業支援担当者については各都道府県労働局から各自治体への通知内容をご確認ください。生活支援担当者の配置基準に関しては、厚生労働省から都道府県に対して追って通知が行われる予定です。
- 厚生労働省:「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」
 (資料)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214 00009.html

※配置基準について、就労移行支援事業所の就労支援員の方は P.180、就労定着支援事業所の就労定 着支援員の方は P.202 をご確認ください。